

発議案第31号

地方自治の尊重を政府に求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月15日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊞
	同	原 弘 志	㊞
	同	三 田 登	㊞
	同	伊 原 忠	㊞

## 提案理由

国に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 地方自治の尊重を政府に求める意見書

日本全土の0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍の軍用施設の74%が集中している。先日も発生した米軍機の墜落、繰り返される米兵による女性に対する暴行事件など、沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けている。

沖縄が、第二次世界大戦において本土防衛の捨て石とされ、総人口の5分の1にあたる12万人の民間人が地上戦で犠牲となり、戦争終結後も1972年の本土復帰まで27年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考えれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押しつけることは許されない。

ところが、日本政府は、「世界一危険な基地」である普天間基地の返還の代わりであるとして、名護市辺野古沖に新基地建設を決め、昨年11月の沖縄県知事選挙や12月の衆議院選挙で、県民から基地建設反対の声が圧倒的多数で示されたにもかかわらず、その建設を強行しようとしている。

普天間基地も、もともと沖縄県民の土地を銃剣とブルドーザーで一方的に取り上げて作られたものである。それを返還するからと言って、どうしてジュゴンやアオサンゴ、260種以上の絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古・大浦湾を埋め立て、環境を無残に破壊して、新基地を建設しなければならないのか。

沖縄戦の最大の教訓は、「軍隊のいるところで住民は戦争に巻き込まれて死ぬ」というものだ。新基地建設による基地強化は、沖縄県民を再び戦争の惨禍に巻き込む危険性を高める。また、繰り返し示された沖縄の民意を踏みにじって、辺野古基地建設を強行することは、地方自治の侵害と言わざるをえない。

よって、八千代市議会は、貴職に対し地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防衛大臣様